

テーマ：法人税減税と所得税増税に踏み込んだ税制改正大綱

～消費税見直しは不可避な状況が明確化～ 発表日：2010年12月27日(月)

第一生命経済研究所 経済調査部

副主任エコノミスト 鈴木 将之 (03-5221-4547)

(要旨)

- 12月15日に平成23年度税制改正大綱が閣議決定された。これは、平成23年度予算編成の税収見通しを作成する基準であると同時に、法人税や個人所得税など企業や国民生活に直結する注目度の高い政策決定である。
- 今回の税制改正の1つの特徴は、高所得者層を中心とした家計負担増だ。給与所得控除や成年扶養控除などの個人所得課税や相続税の負担増などである。これらは、実は過去の税制改正時においても議論されてきたものであるため目新しさはない。むしろ、改正の必要性が認識されてきたものの、自民党政権が実施しなかった個人所得税増税という一線を民主党政権は越えたといえる。
- 2つ目の特徴は、新成長戦略でも掲げられた法人税率5%ptの引き下げである。円高など経済環境が悪化する中で、国内に企業をとどめるために必要な法人税率引き下げが、曲がりなりにも実施される見通しである。ただし、もう一方で財源確保のため減価償却や研究開発などの減税措置の廃止などの増税もあり、実質的な減税幅は限定的なものとなる。何より今回の意義は、法人税率引き下げの実施というメッセージを発したことであり、民主党政権の姿勢が企業活動の支援に向いたことである。この引き下げ幅は不十分であることから、国際競争力を保つためには更なる引き下げが必要と考えられる。
- 今回の税制改正大綱の1つ目の意義は、法人税率引き下げなど企業の競争力に一定の配慮をしたことである。2つ目の意義は、従来躊躇してきた個人所得課税を強化したことである。また、税制改正の議論の中で、所得税など徴税力の強化も不足する税収を補うには全く足りず、財源確保ルールを初年度から遵守できないなど、すでに消費税を先送りすることはできず、本格的に取り組まなければならない段階にあることが明確化した。

○税制改正大綱の閣議決定

12月15日に、平成23年度税制改正大綱が閣議決定された。これは、平成23年度の予算編成において税収見通しを作成する上での基準であると同時に、法人税や個人所得税など企業や国民生活に直結するため注目度の高い政策決定である。今回は家計負担増、特に高所得者層を狙いうちという感があるものの、こうした路線は制度導入時にはそれなりにあった合理性が徐々に失われる中、従来から議論されてきたという税制改正の側面を理解する必要がある。そこで、本稿では、平成23年度の税制改正大綱を概観し、今回の税制改正の意義について考えてみる。

○税制改正の背景

今回の税制改正の1つの特徴は家計負担の増加である。しかし、その背景を十分に理解しなけ

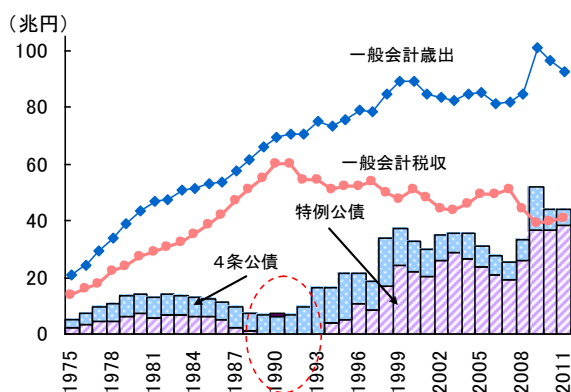
れば、税制改正の評価は「負担増＝良くない」や「高所得者層を狙い打ちした」という範疇から出ず、議論は進まない。そこで、税制改正を考えるために、日本の財政が置かれた状況を確認しておく。まず、当初予算の国債費が2年連続で税収を上回る見通しなど税収不足が続いている。国の長期債務残高が891兆円と900兆円に迫る中、この状態を放置することはいずれ財政破綻につながり、また財政再建はカナダトロントのG20会合においての国際公約でもあるため、着実な実施がもとめられる。

財政再建には歳出削減と歳入増加の組み合わせが必要である。民主党政権では、事業仕分けなど歳出削減が実施されてきた。2009年のマニフェストによると、無駄の削減により16.8兆円が捻出できるとしていたが、今のところその目途はたっていない。また、仮にその金額を削減できたとしても、国債発行額44兆円や拡大する社会保障関係費を充当するにはあまりに財源の規模が小さい。このため、そもそも無駄の削減のみでは財源は確保できないことが明らかである。

以上より、歳入拡大の重要性が増している。ここ数年、特別会計の剰余金や積立金など税外収入が活用されてきた。また、2013年度まで外国為替資金特別会計の剰余金全額を一般会計予算の財源にあてるルールを発表するなど、この方向性は維持される。しかし、財政投融资特別会計の積立金が底をつくなど、これらの税外収入は一旦使用するとなくなるものが多い。また、金額も10兆円程度であり、それだけで財源不足を補うことはできない。さらに財政再建のため国債発行に依存することも難しく、税収増加が必要となっている。税収動向を振り返っても、赤字国債（特例国債）を発行せずに済んだのは、1990年代のバブル期以外なく、財政は構造的に税収不足の状態にあるといえる（資料1）。

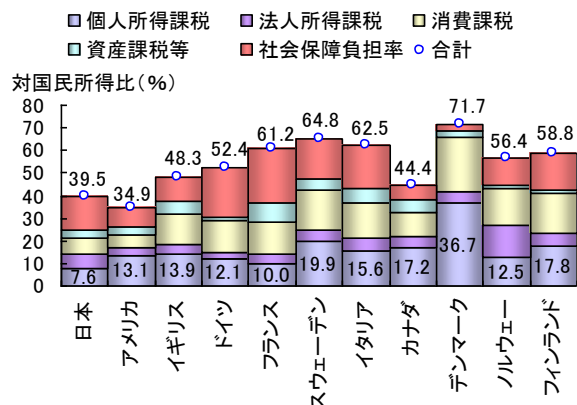
こうした背景には、消費税導入や税率引き上げ、景気対策などから、減税が進められたことがある。国民負担率をみると、国際的にみて日本の負担率は低い傾向にある（資料2）。また、拡充されてきた所得控除が相対的に高所得者に有利になること、当初想定されていた世帯が社会情勢と合わなくなっていることなどから、所得税の再分配効果も限定的な効果しかもたなくなっている。そのため、少なくとも各国並みの社会保障や行政サービスの提供を前提とすれば、負担を増加させる余地があると考えられる。

資料1 税収と国債発行



（出所）財務省『日本の財政関係資料』『財政統計』

資料2 租税・社会保険料負担の国際比較



（出所）財務省資料

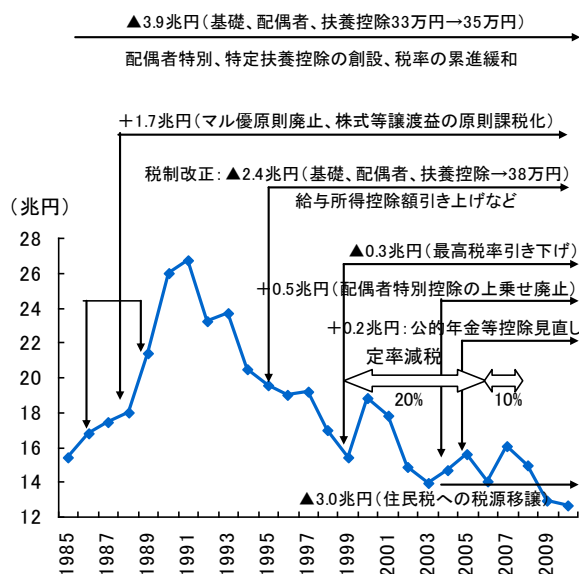
○家計負担増を打ち出す

まず、個人所得課税についてみると、これまで消費税の導入や税率引き上げ時など所得控除の

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

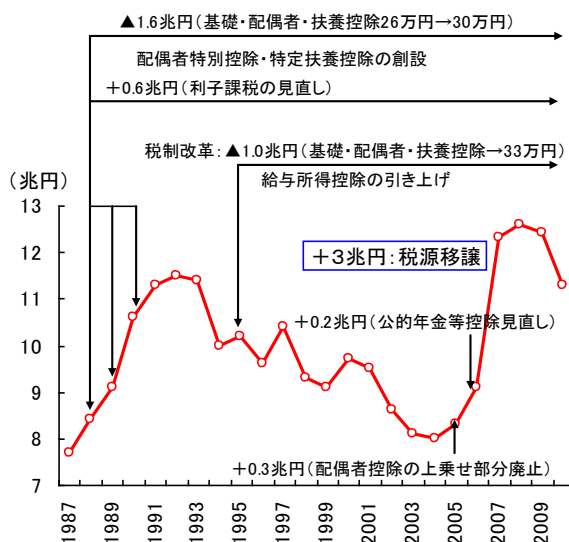
拡大が実施されてきたという経緯がある（資料3）。それに加えて、バブル崩壊以後、個人所得の伸び悩みがあり、所得税収は趨勢的に減少傾向にあった。そのため、徴税力の低下とともに、所得の再分配機能の低下など問題が生じてきたため、減税基調にあった個人所得課税は、税制調査会における議論の上では増税の方向に転換しつつあった。

資料3 個人所得課税
 <所得税収の推移>



(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

<個人住民税の推移>



(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

<個人所得課税：給与所得控除>

【改正】まず、高額所得者には給与所得控除の上限再設定がある。今回、給与所得が1,500万円を超える場合に、給与所得控除は横ばいと上限が再設定された。また、勤続5年以下の給与収入4,000万円を超える法人役員の給与所得控除については125万円を上限とし、2,000万円から4,000万円までの間の給与所得控除の上限は、一般従業者の給与所得上限245万円が徐々に控除額を縮減するように設定される。

【背景】大正2年に創設された勤労控除（定率控除）を起源にもつ給与所得控除は、昭和32年に控除率を複数段階に設定、収入に応じて逓減する形となった。昭和36年に定額控除が導入され、定率控除との組み合わせとなった。そして、昭和49年に定額控除と定率控除を統合、最低保障額を設置した上で、控除上限額76万円が廃止された。つまり、それ以前には給与所得控除には上限が設定されていた。この転換の背景には、オイルショックによるインフレによって、ブラケットクリープ（インフレによって名目所得が上昇し、税制変更がないにもかかわらず、所得階層があがり平均所得税率が上昇してしまう現象）が起きたことがある。その後、上限廃止により、給与所得者の経費としての給与所得控除が青天井になること、他の所得との負担調整という当初の必要性も薄まっていること、所得再分配機能が弱まっていることなどから、給与所得控除の上限に対する議論が、過去の税制改正の議論において高まっていた。

また、役員の給与所得控除に関しては従来の議論を踏まえ、民主党税制改正PTの提言では「給与に関し裁量権のある役員については、経営に関しリスクを負っていることには留意しつつも、

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

一般のサラリーマンとは異なる控除制度を導入すべきである」とした。役員の給与所得控除は、役員という一般従業員と法的地位や給与決定方法の相違などが考慮されている。これには勤務費用の概算控除部分と、他の所得の負担調整部分をそれぞれ2分の1とみなしている。他の所得の負担調整部分が高額給与役員では過大な傾向があり、それを是正するために上限設定するという民主党税制改正 PT の考えに基づいている。

< 個人所得課税：成年扶養控除 >

【改正】成年扶養控除は 23 歳から 69 歳に対する扶養控除 38 万円であり、原則廃止となる¹。ただし、障害者等、65 歳以上の高齢者、学生は従来どおり扶養控除の対象とし、年収 568 万円（合計所得 400 万円）以下の納税者については引き続き扶養控除を適用する。また、合計所得が 400 万円を超える場合（上記の成年扶養親族を除く）には、総所得金額からその成年扶養親族 1 人につき 38 万円から合計所得金額のうち 400 万円を超える部分の 38%相当額（上限 38 万円）を控除した残額を控除する負担調整措置を設ける²。

【背景】成年扶養控除は、大正 9 年に同居家族中の 18 歳未満及び 60 歳以上または障害者を対象となる扶養者とした所得控除制度に起源をもち、シャープ勧告に基づく改正によって扶養親族の年齢要件が撤廃された。民主党の税制改正 PT では「真に必要な世帯については負担増にならないように措置することを前提に縮減・圧縮すべき」とし、「経済的に余裕のある世帯については、扶養者に一定の負担を求めることにより、外に出て働く事に躊躇する被扶養者たる子や親族に対して思い切って背中を押す契機にする、言わば、税による社会創造の観点から一定の効果があると考えられる」としている。これを受けて、税制改正大綱では「成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置づける必要性は乏しい」という考えを示している。

< 相続税・贈与税 >

【改正】今回の税制改革では、相続税の基礎控除は「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」から「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引き下げられ、従来の最高税率 50%（3 億円以上）から 55%（6 億円以上）へと引き上げられた。一方、未成年者控除を 20 歳までの 1 年につき 6 万円を 10 万円に、障害者控除を 85 歳までの 1 年につき 6 万円を 10 万円に引き上げるなど一定の配慮も加わった。

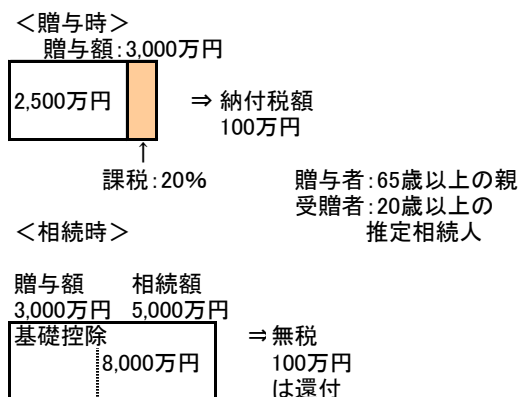
また、贈与税の相続時清算課税制度の適用範囲について、現行制度の受贈者は推定相続人のみ、贈与者は 65 歳以上という枠組みから、それぞれ 20 歳以上の孫、60 歳以上と適用範囲を拡大させた。この相続時清算課税は、2003 年度から次世代への資産移転及び消費拡大と経済活性化の観点から導入された。これは贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積し、2,500 万円までは非課

¹ 15 歳以下の年少扶養控除については、平成 22 年度改正によって、平成 23 年度分から適用される。以前は、38 万円（住民税は 33 万円）の控除が認められていたが、子ども手当での支給開始を受けて廃止された。また、16 歳から 22 歳を対象としていた特定扶養控除 63 万円（45 万円）について、高校授業料の実質無料化を受けて 16 歳から 18 歳について 25 万円（12 万円）縮減の 38 万円（33 万円）となった。また、70 歳以上については 48 万円（38 万円）の老人扶養控除、同居老親等加算があれば合計 58 万円（45 万円）の控除となる。

² 所得税については平成 24 年分以降について適用される。また、地方税では 33 万円、負担調整措置の割合は 33%になり、平成 25 年度以降に提供される。

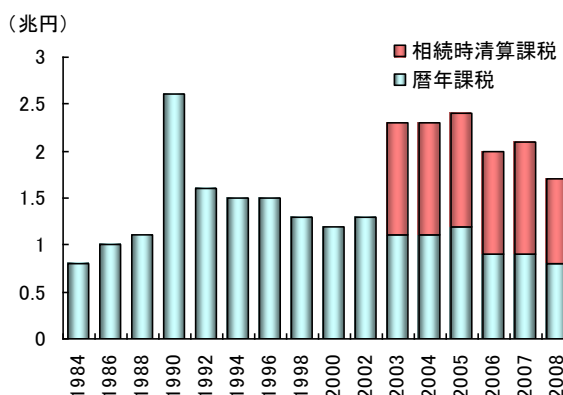
税とし、それを超える金額について一律 20%の税率で課税する。その後、相続時に贈与財産額を相続財産に加算して、相続税額を清算するものである（資料4）。この制度創設後、贈与額は拡大したものの、足元では不況の影響もあり減少に転じている（資料5）。

資料4 贈与税の相続時清算課税の概要
(現行制度に基づく)



(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

資料5 贈与額の推移

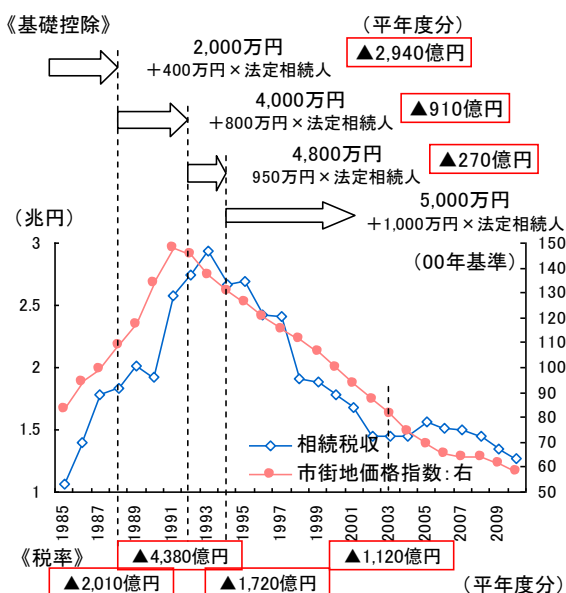


(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

【背景】従来、相続税はバブル期の地価高騰にともない、相続税対象者が急激に拡大したため、基礎控除の引上げなどによって、その影響を緩和してきた（資料6）。その後、地価は下落基調に転じ、市街地価格指数をみると最高値の半分以下まで下落しているにもかかわらず、相続税制度は改定されてこなかった。そのため、相続税の課税割合（年間課税件数／年間死亡者数）は平成20年には4.2%まで低下するなど相続税の徴税力は低下している。また、個々の納税者ベースでも、負担割合は低下しており、平成20年の平均課税価格2.2億円に対する負担割合（納付税額／課税価格、配偶者＋子ども2人）は昭和62年の14.2%から平成20年には4.8%まで低下している。平成20年が不況期であったことを勘案しても、バブル期以降、低下基調にあることには変わりない(平成元年9.0%→平成5年6.3%→平成10年5.6%)。また、最高税率の引き下げを含む税率構造も緩和されており、再分配機能が低下しているといえる。

「所得税法等の一部を改正する法律」の附則第104条では、「試算課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること」とされているなど、今まで相続税の見直しが検討されてきた。また、贈与税は相続税を補完する性格があるため、合わせて改正することが議論されてきた。

資料6 相続税収の推移



(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

こうした個人課税に対する経緯や議論を振り返ると、増税対象となったものは、従来から問題点として指摘されており、基本的に増税という方向性にあったといえる。こうした背景には、当初想定していた経済環境や世帯構造などが大きく変化し、税制が現実との不整合性が顕在化したことがある。これらは自民党政権時にも議論され、改正の必要性が認識されてきたものの、実際に増税路線には転換してこなかったものである。今回の税制改正では、財源確保のために不意に議論の対象になったというよりも、自民党政権が超えることができなかつた一線を民主党政権が越えたといえる。この背景には、後述するような法人税率引き下げ、子ども手当での増額など政策が先にあり、財源探しが困難化したことがある。特に、消費税を棚上げし、財源として想定されていた配偶者控除廃止などを先送りしたこともあり、財源不足がさらに深刻化したことがある。また、当初子ども手当での財源と想定されていた配偶者控除の見直しが先送りされることになった。配偶者控除は相対的に高所得者に有利になることや、労働参加率を抑制することなどから、見直しが必要と議論されてきたものであった。こうした中、反対論がそれほど多くないことや、所得税の徴税力の低下とともに、所得再配分機能の回復などの点から、給与所得控除などの改正が検討され、結果として高所得者を中心として家計負担増の色合いが濃くなったといえる。

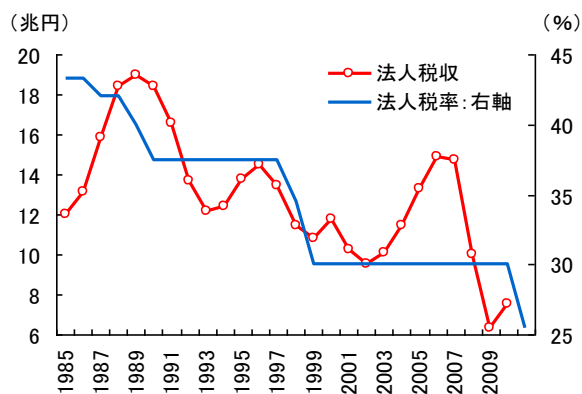
○実質的な効果が小さい法人税率引き下げ

【背景】企業の生産拠点が国内に踏みとどまるためにも法人税率の引き下げが必要であることが、新成長戦略に明記された。過去を振り返ると、法人税率は引き下げられてきており、国際競争力の点から今後も一層の引き下げが議論されてきた（資料7）。

法人税率引き下げと個人所得税の増税がセットになったことで、企業優遇との意見もあるようだ。しかし、企業がおかれた経済環境は厳しさを増していることも事実である。海外企業との競争によってコスト削減が必要である上、円高や資源価格の高騰などもあり、原材料価格と販売価格の双方が収益の抑制要因になっている。また、日本国内の高齢化や長期的な需要不足などから、企業が抱く日本国内の期待収益率が低下し、国内で生産するメリットは次第に低下している。こうした経済環境の変化に加えて、法人税率などビジネスコストの高さなどが、企業経営を圧迫する要因になっている。また、こうした状況は海外企業の日本進出の抑制要因にもなっている。そのため、企業の競争力をある程度保ち、海外進出を促すような後押しが政策として求められている。

また、企業が労働者を雇用し賃金を支払うことで、家計は生活を維持できる。そのため、企業の生産活動なくして家計が成り立たないことを深く認識する必要がある。また、仮に、法人所得に課税しなくとも、企業が利益を追及すれば投資を行い、その収益が配当などとして最終的に家計に回るならば家計の所得に課税することが考えられる。税制に関する世界的な流れは、法人税を引き下げ、所得税や消費税などの付加価値税を増やす方向にある。そのため、法人税率引き下

資料7 法人税収と法人税率の推移



(資料) 財務省、税制調査会資料より作成

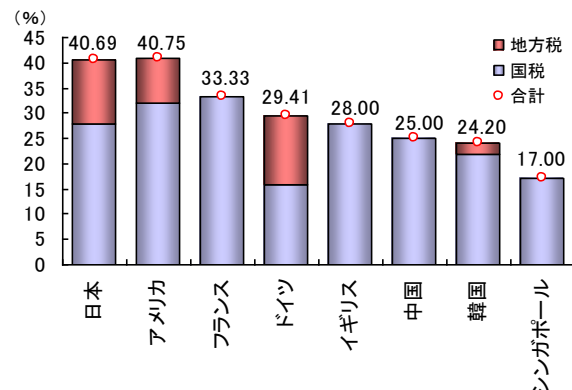
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

げを企業優遇という視点から捉えることは適当ではなく、企業を国内に踏みとどまらせるためには必要であろう。

今回、この議論を難しくしたのは、『財政運営戦略』（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）の財源確保ルールから、法人税率引き下げによる税収減を補てんする財源確保が必要であったことである。当初は、ナフサ免税の見直しなどで財源確保を図ろうとしたものの、世界的にみて免税措置がない国は少なく、これを廃止・縮減すると法人税率引き下げの意図とは反対に企業の競争力を削ぐこともあり、有力な財源はなかなか見つからなかった。こうした中、菅首相が法人税率 5% 引き下げを支持するなど財源確保の目処が立たないまま、法人税率引き下げに進み、結果として財源確保ルールが初年度から守られない状況になった。

こうした困難な中でも、曲がりなりにも法人税率 5%pt の引き下げを実施することの意義はある。それは、民主党政権が企業の競争力を高める政策を打つというメッセージを発信したことである。しかしながら、法人税率を 5%pt 引き下げても、他の先進国やアジア諸国からみれば依然として高い水準にあることに変わりない（資料 8）。そのため、生産拠点の海外流出に歯止めをかける効果は小さく、日本経済の成長力を高める効果も限定的なものであると考えられる。また、法人税率引き下げの財源として、減価償却制度や欠損金の繰越制度も改めたため、法人税率引き下げによる実質的な減税効果は、5%pt 引き下げ効果よりもかなり小さい。法人税率 5%pt 引き下げは▲1.4 兆円の減税に相当する一方、減価償却制度などの見直しで 6,500 億円の増税、地球温暖化対策税（環境税）の導入で 2,400 億円の増税となる。その他中小業に対する軽減税率 3% 引き下げによる減税や租税特別措置の見直しなどを含めても、企業に対する減税は▲5,800 億円となり、法人税率に換算すると 5% の半分以下の 2.1% 程度の効果となる。また、こうした税制変更が産業に与える影響は、欠損金が多かった産業や、設備投資が多い産業への影響が大きくなるなど産業間でばらつきが生じる。このように、競争力の強化という視点からは、今後さらに法人税率引き下げが必要となるなど課題が残った。

資料 8 法人所得課税（実効税率）の比較



（資料）財務省、税制調査会資料より作成

○個人所得税改正の家計への影響

つづいて、個人所得税改正の家計への影響を確認しておく。税制改正の完全実施されるためには時間がかかる。ここでは、家計への影響としていくつかのモデル世帯を対象に、政権交代前の制度と平成 23 年度税制改正や子ども手当などが完全実施された状態の 2 時点を比較する。

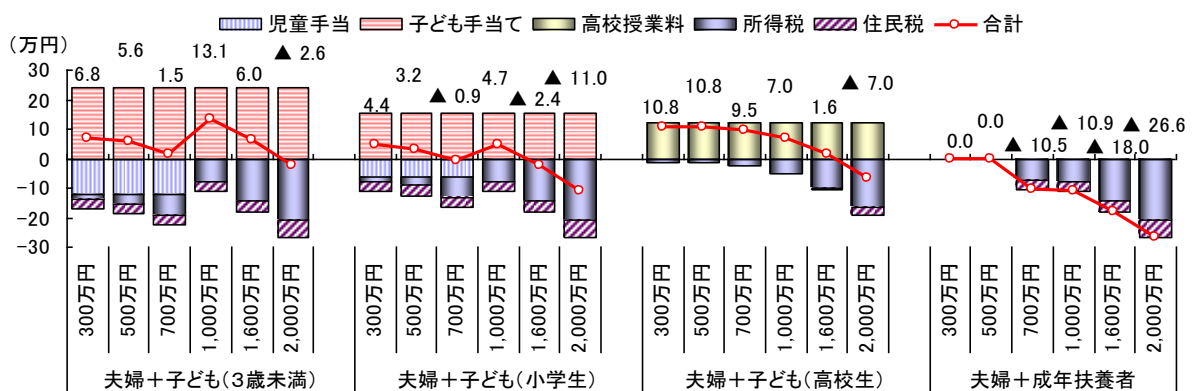
この結果からも、総じて高所得者に対する課税が重い傾向にあることが確認できる（資料 9）。しかし、子どもが児童手当対象者であった場合、児童手当廃止のマイナスと子ども手当のプラス効果は年収によって若干の相違がみられる。これは、所得制限のため児童手当を受給できなかった収入の高い世帯が所得制限のない子ども手当を受給できること、従来児童手当を受給していた世帯は児童手当の廃止と子ども手当の支給が同時に行われたことによりネットでは子ども

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

も手当の額面ほど受給額が増加しなかったことを反映している。また、子ども手当導入によって廃止された年少扶養控除の影響は年収が高いほど大きくなっている。こうした影響は、高校授業料の実質無償化にともなう特別扶養控除の上乗せ部分の廃止でも同様の傾向が見られる。一方、成年扶養控除の原則廃止では、子ども手当や高校授業料の実質無償化のようにプラス効果がないため、年収 568 万円以上の家計への増税効大きくなる。

以上、こうした家計への税制改正と手当のマクロ経済への影響を総括すると、まず、子ども手当が時限立法であるため、恒久的な所得増加につながらないと家計が認識する可能性があることがあげられる。次に、実際には子ども手当が支給されてから、所得税や住民税の課税されるまで時間差があるため、後者が増税と家計に受け止められる可能性もある。これらの要因から、子ども手当などの給付と税制改正が、本来もつと想定されるマクロ経済において消費押し上げ効果を抑制する可能性もある。

資料 9 モデル世帯への影響



(注) 平成 22 年度税制改正以前、つまり民主党政権交代前の状態と平成 23 年度税制改正が完全実施された状態の比較である。制度の変更・導入に時差があるため、適用前と後を比較した。詳しい仮定は以下のとおり。

1. 世帯は夫婦（専業主夫または主婦）と子ども 1 人。
2. 子ども手当では 3 歳未満には月額 2 万円、その他には月額 1.3 万円を給付。
3. 児童手当は子ども手当の開始とともに廃止。
4. 高校授業料は年額 12 万円と仮定。
5. 控除として基礎控除、配偶者控除、扶養控除の人的 3 控除に加えて、給与所得控除、社会保険料控除を勘案（参考、財務省 HP：<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/043.htm>）
6. 年少扶養控除、特別扶養控除（平成 22 年度税制改正）と給与所得控除、成年扶養控除（平成 23 年度税制改正）を適用。

(出所) 国税庁、財務省資料などを参考に計算。

○消費税引き上げが不可避な状況が明確化

今回の税制改正大綱をまとめると、新成長戦略でも記載された法人税率 5% の引き下げがまずは実行され、企業の国際競争力を強化するために法人税率引き下げに取り組むという一定のメッセージは発信できた。しかし、①法人税率引き下げについて、財源確保ルールが初年度から達成できなかったこと、②財源確保のための法人課税増税により実質的な減税効果が小さいこと、③ 5% 引き下げ後もアジア諸国より 10% 以上も高い水準であることなど課題もある。そのため、企業の国際競争力という視点からはより一層の引き下げが必要となる。また、減価償却費や研究開発費、欠損金の繰越制度などによって財源を確保したため、産業や企業によってマイナス効果が大きいなど、効果にばらつきもあることにも注意が必要である。

また、個人課税については、結果として、高所得者を狙い撃ちした色合いが強く、「とりやす

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

いところからとった」ともいえる。しかし、構造的な税収不足に直面している日本経済において徴税力の確保や、所得控除拡充による高所得者に有利な環境が形成されてきた。損なわれつつある所得再分配効果を回復させることから、これらは従来から議論されてきたものであり、目新しさは特にはない。そのため、所得税改革については、自民党政権が超えなかった一線を民主党政権が越えたという読み方もできるだろう。

今回の税制改正議論において、財源確保が非常に注目された。政策に必要とされる財源に比べて、実際に確保できる財源が少なく、その調整が困難な場面が多かった。こうした背景には、税制改正において避けて通れない消費税を早々と棚上げしてしまったことがある。消費税は、基礎年金の国庫負担の安定財源として見込まれるなど社会保障改革にとっても基幹となる税である³。幅広く徴税でき、景気に左右されにくい安定的な財源の議論を先送りしたため、十分な財源確保に、結果として苦勞することになったといえる。

今回の税制改正大綱では、法人税率引き下げなど企業の競争力に一定の配慮をしつつ、従来躊躇してきた個人所得課税を強化することができた。しかし、そうした徴税力の強化も不足する税収を補うには全く足りない。すでに消費税率の見直しを先送りすることはできず、本格的に取り組まなければならない段階にあることが明確になった。

³ 「拡大する社会保障給付費と財源確保」Economic Trends 第一生命経済研究所（2010年12月1日発表）、「求められる景気に左右されない社会保障改革」Economic Trends 第一生命経済研究所（2010年12月20日発表）などを参照。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。